令和６年度 第４回柿崎区地域協議会 次第

日　時：令和６年８月 20 日（火）　午後６時 30 分
場　所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　会議録署名委員の指名

４　自主的な審議
⑴　団体との懇談会の開催について　・・・・・資料 1　別紙 1 ～ 別紙 5

５　報告事項
⑴　新保育園建設候補地の決定について　・・・・資料 2

⑵　第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）に基づく柿崎区の方向性及び浜線の利用状況について　・・・・・資料 3 ～ 資料 5

⑶　リージョンプラザ上越等の指定管理者による虚偽報告への対応状況について　・・・・・資料 6

⑷　地域協議会ファシリテーション研修、正副会長意見交換の内容について　・・・・・資料 7

⑸　柿崎まちづくり振興会 合同研修会の内容について　・・・・・資料 8

６　その他
⑴　会議の開催日程について
①　第５回柿崎区地域協議会
日　時：令和６年９月 17 日（火）午後６時 30 分
会　場：柿崎コミュニティプラザ ３階 305～307 会議室

②　第３回柿崎区地域協議会だより編集委員会
日　時：令和６年９月 17 日（火）地域協議会本会議終了後
会　場：柿崎コミュニティプラザ ３階 305 会議室

７　閉　会

資料 1

団体との懇談会開催の概要

1　目　的

・市民の皆さんから柿崎区の現状や課題について発言してもらい、区の課題を洗い出し、柿崎区地域協議会が自主的に審議するテーマを決定するため。

2　懇談会を行う団体

・NPO 法人柿崎まちづくり振興会
・柿崎観光協会
・柿崎商工会
・柿崎町内会長連絡協議会
・農業、漁業関係団体
・その他 ＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

3　班編成

・委員を 4 人ずつ 3 班に分けて懇談会を実施する。

1 班：◎小出　祥世　　坂木　朋子　　小関　信夫　　佐藤　昌貴
2 班：◎小山　　慶　　佐藤まゆみ　　金子　豊彦　　佐藤　達弥
3 班：◎蓑輪　和彦　　山川　昌恵　　石田　一久　　滝澤　正芳

◎は各班のリーダー

4　開催日時及び会場、担当班

団体名	開催日時	会　　場	担当
柿崎まちづくり振興会	9 月 11 日（水）18:00～	総合事務所 201 会議室	3 班
柿崎観光協会	9 月　3 日（火）18:00～	総合事務所 201 会議室	1 班
柿崎商工会	9 月　5 日（木）18:30～	柿崎商工会館	2 班

※柿崎町内会長連絡協議会、農業・漁業関係団体は、上記 3 団体との懇談会終了後に日程調整する。

5　懇談会の進め方

⑴　開　会　【1 分】

⑵　挨　拶　【5 分】

・出席者にお礼を述べ、懇談会の目的を含めて挨拶を行う。

⑶　自己紹介【5 分】

・団体、委員の順で行う。

※裏面あり

⑷　取組の説明【10 分】
・資料及び懇談会の進め方
・柿崎区地域協議会の取組等

⑸　意見交換【90 分】
・柿崎区の現状と課題、その要因等、より多くの意見をもらう。

⑹　まとめ　【5 分】
・発言のあった主な意見を報告し、他の団体からの意見も含めて地域協議会で自主的に審議する事項を決め解決策を検討することを伝える。

⑺　閉　会　【1 分】
※2 時間以内で終了するように進める。

6　役割分担
・各班は、役割分担を事前に決めて懇談会に臨む。
・主な役割：司会進行、開会挨拶（まとめの報告を含む）、取組の説明、
記録（事務局への提出を含む）

7　資　料
・次第　：別紙 2
・柿崎区地域協議会の取組　：別紙 3
・地域独自の予算事業の概要：別紙 4

8　案内文書
・8 月下旬に事務局から各団体、委員へ案内文書を発送する。
・案内文書は別紙 1

9　今後のスケジュール
・ 9 月　団体との懇談会を開催。
懇談会の結果をまとめて、1 週間以内に事務局へ提出する。様式は別紙 5
・10 月 15 日　第 6 回地域協議会において、各団体との懇談会結果を基に自主的審議事項のテーマを検討、決定する。
・11 月以降　部会を立ち上げるなど、課題解決に向けた取組方法を決め、調査、研究、検討を進める。

別紙 1

令和６年８月　　日

≪団体名≫
≪代表者名≫　　様

柿崎区地域協議会
会長　吉井　一寛

団体の皆様と地域協議会との懇談会の開催について（ご案内）

残暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろから地域協議会の活動にご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

地域協議会委員の任期満了に伴い、４月 25 日に新しい委員 14 人が選任されました。地域協議会では、今後４年間、課題や地域の活性化などについて話し合い、話し合いの結果を団体の皆様との連携・調整により取り組むほか、市長に意見書を提出し市政での実現を求めていきます。

そこで、自主的に審議するテーマを検討するため、柿崎区の現状や課題、活性化に対する皆様のご意見、思いや考えをお聞きする懇談会を下記のとおり計画しました。つきましては、ご多用のことと存じますが、貴団体の皆様に懇談会へご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

１　日　時　　令和６年９月●日（●）午後６時から（2 時間程度）

２　会　場　　柿崎区総合事務所 2 階 201 会議室

３　内　容　　自己紹介
柿崎区地域協議会のこれまでの取組
意見交換

４　懇談会を予定している団体
・NPO 法人柿崎まちづくり振興会様
・柿崎観光協会様
・柿崎商工会様
・町内会長連絡協議会様
・農業・漁業関係団体様　等
※団体別に懇談会を開催します。

５　その他
・会場、資料の準備の都合がありますので、事前に参加者名をご連絡くださいますようお願いします。
・資料を同封しましたので、懇談会にご持参ください。

事務局：柿崎区総合事務所
総務・地域振興グループ 長井、大場
電　話：025-536-2211（内線 216）
ＦＡＸ：025-536-2227
E-mail：kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

令和６年８月　　日

柿崎区地域協議会委員　　様

柿崎区地域協議会
会長　吉井　一寛

団体と地域協議会との懇談会の出席について（お願い）

自主的に審議するテーマを検討するため、下記のとおり団体との懇談会を開催します。つきましては、ご多用のことと存じますが、懇談会にご出席くださるようお願いします。

記

１　団体名　　≪団体名≫

２　日　時　　令和６年９月●日（●）午後６時から（2時間程度）

３　会　場　　柿崎区総合事務所 2階 201会議室

４　内　容　　自己紹介
柿崎区地域協議会のこれまでの取組
意見交換

５　その他
・各班のリーダーは、役割分担を決め懇談会が円滑に進むように準備してください。
・懇談会の結果を別紙５に記載し、９月●日（●）までに事務局へ提出してください。

※欠席される場合は、事前に事務局へご連絡ください

事務局：柿崎区総合事務所
総務・地域振興グループ 長井、大場
電　話：025-536-2211（内線 216）
ＦＡＸ：025-536-2227
E-mail：kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

別紙 2

令和６年度　団体との懇談会 次第

日　時：令和６年９月●日（●）午後６時
場　所：柿崎区総合事務所 ２階 201 会議室

１　開　会

２　主催者挨拶

３　自己紹介

４　取組の説明
・柿崎区地域協議会の取組等

５　意見交換

６　まとめ

７　閉　会

別紙 3

柿崎区地域協議会の取組

地域協議会委員の任期満了に伴い、4 月 25 日に新しい委員 14 人が選任されました。任期は令和 10 年 4 月 28 日までの 4 年間です。

柿崎区地域協議会のこれまでの取組等を紹介します。

1 地域協議会の役割

⑴ 諮問に対する答申

・地域協議会は市長の諮問機関です。区内の公の施設の設置や廃止、管理のあり方に関することを決定・変更しようとする場合など、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結果を市長に答申という形で返す。

⑵ 自主的な審議

・柿崎区の課題解決・活性化について自主的に話し合い、解決策や活性化策の実現に向け、内容に応じて区内で活動している団体に協力・連携を求めるほか、市長に意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができる。

2 これまでの自主的審議事項

⑴ 頸北斎場の存在意義について

・平成 29 年 2 月、頸北斎場を継続し利用していくため、自主的審議事項として協議を始め、同年 5 月 8 日、市へ「頸北斎場の存在意義に関する意見書」を提出した。市は意見書を踏まえて、頸北斎場の更新が必要となるまでの間は、これまでどおり適正な維持管理の下で、運営していくこととした。

⑵ 柿崎区内の公共交通のあり方

①部会名　：地域の交通を考える会

②検討内容：バス路線廃止後の住民の移動手段の確保

③経　過

・H30	柿崎区内の公共交通のあり方の審議を始める。
・R3. 3. 1	黒川・黒岩地区 15 町内会長に、新しい交通の仕組みを説明し、「路線バスに関するアンケート調査」の実施を依頼
・R3. 3. 1～3. 14	黒川・黒岩地区在住の中学生以上 600 人に、「路線バスに関するアンケート調査」を実施
・R3. 7. 27	柿崎まちづくり振興会へバス路線廃止後の代替交通運行の検討を要請
・R5. 10. 2	柿崎まちづくり振興会が交通空白地有償運送「はまなすバス」の運行を開始

⑶　柿崎区の空き家対策

①部会名　：柿崎空き家活かそうプロジェクト

②検討内容：地域活性化に向けた空き家の利活用

③経　過

・R3. 9.17　古民家カフェ矢代（妙高市）、山のホムサ（牧区高尾）を視察

・R4.11. 8　一般社団法人空き家活用ネットワーク糸魚川を視察

・R4.11.18　十日町市移住コンシェルジュを視察

・R5. 5.30　建築業等の関係団体を対象に説明会を開催し、空き家の利活用を担う団体立ち上げのため、設立準備委員会を設置

・R5. 6～R6.1　５回の設準備委員会を開催

・R6. 2.14　空き家台帳の整備や空き家のマッチング等を行う「かきざき空き家利活用協議会」設立総会を開催

・R6. 4. 1　柿崎商工会館内に事務所を置き事業を開始

設立総会

十日町市移住コンシェルジュ
コワーキングスペース

⑷　柿崎区の保育園のあり方

①部会名　：みんなの保育園を考える会

②検討内容：施設の老朽化と園児数の減少等を踏まえ、保育園のあり方を検討

③経　過

・H26　柿崎区内保育園にかかる課題と今後についての審議を始める。

・R4. 6. 4　柿崎第一保育園、柿崎第二保育園、上下浜保育園、下黒川保育園、なおえつ保育園を視察

・R4.11.19　保護者会役員等と懇談会を開催し、保育園の現状等を説明後、今後の保育園のあり方について意見交換
懇談会出席者に「保育園のあり方に関するアンケート調査」を実施

なおえつ保育園

・R5.3.15　「区内 4 保育園を統合し新たな保育園の建設」「保育サービスの充実」を柱とした意見書を市へ提出

・市は意見書を踏まえて、保育園の適正配置等に係る計画（第４期）に区内４保育園の統合・再編を登載した。今年度、新保育園建設候補地を決定し、測量調査等を行う。

3　今後の自主的審議事項に関する取組

市民の皆さんから柿崎区の現状や課題等について発言してもらい、区の課題を洗い出し、柿崎区地域協議会が自主的に審議するテーマを決定するため、9 月に団体の皆様と懇談会を開催する。

⑴　懇談会を予定している団体名

・NPO 法人柿崎まちづくり振興会様
・柿崎観光協会様
・柿崎商工会様
・柿崎区町内会長連絡協議会様、農業・漁業関係団体様　ほか

⑵　自主的審議事項のテーマの決定

・10 月開催の地域協議会において、団体の皆様との懇談会の内容を基に自主的審議事項のテーマを検討、決定する。
・11 月以降、テーマ別に部会を立ち上げるなど、課題解決に向けた取組方法を決め、調査、研究、検討を進める。

4　地域独自の予算事業の概要

上越市では、それぞれの地域の課題を解決し、活力の向上を図るために、全市的な取組に加えて、地域の実情にあった取組を更に実現していくことが必要と考え、新たな予算要求の仕組みとして「地域独自の予算事業」を設けた（詳細は別紙 4）。

⑴　取組を提案できる人

・地域の団体（2 人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体。ただし、政治活動、宗教活動を目的とする法人または団体を除く）
・地域協議会（28 の地域自治区の各地域協議会）

⑵　対象となる公益性のある取組

①　地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
　例えば、特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など
②　地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
　例えば、生活支援、郷土愛の醸成、人材育成など

⑶　補助率

・上限が補助対象経費の 7/10

⑷　令和 6 年度事業　（単位：千円）

	事業名	補助金額
1	かきざき湖八重桜広場の八重桜の植樹事業	246
2	黒川黒岩ふれあい事業	1,308
3	柿崎時代夏まつり「下黒川地区夏まつり」事業	1,316
4	地域活性化のための空き家利活用推進事業	2,845
5	第 7 回手しごと・手づくり柿崎・上越作品展	422
6	猿毛城址登山道保存事業	508
7	「テニスのまち柿崎」スポーツ交流促進事業	317
合　計		6,962

5　柿崎区における地域活性化の方向性の作成

地域協議会による地域の活力向上に向けた議論を進めるにあたり、委員間の認識の共有、地域協議会と市の認識の共有を図るため、地域において特に重視したいこと、大切にしたいことを、各地域協議会において「地域活性化の方向性」として作成した。

柿崎区の地域活性化に向けて

柿崎区の米山と日本海にいだかれた魅力のまちという強み（個性・特性）をいかして、三大薬師「米山」のブランド力を高め、地域を活性化します。

■構成要素

1　発信

・米山・田んぼ・山からの景観、史跡などの魅力を「フォトコンテスト」等、SNS を活用して広く発信します。

2　交流・イベント

・米山の豊かな自然を生かして、キャンプ、グランピング、サウナなど若者と交流できるイベントを企画します。

・伝統を大切に、「米山・柿崎」を掲げ、各地区のイベント、祭りなどの連携を推進します。

3　産業

・米山の豊かな水を生かした、山・里・海の地産品ブランド力を高め魅力をアピールします。

4　暮らし

・米山と海に囲まれた自然の中で、子育て環境の充実、空き家の活用などを図ることで移住・定住を促進します。

5　文化

・米山を核に史跡や伝統文化を発掘・継承し、広く発信するとともに郷土愛を育てます。

6　「米山・柿崎」ブランド化

・地域の活性化に取り組む旗印として「米山・柿崎」を掲げ、クラウドファンディング、企業の参加等を促進し、柿崎区の自治力を高めます。

・米山・柿崎の親しみやすいロゴを作り、イベント・地産品に活用します。

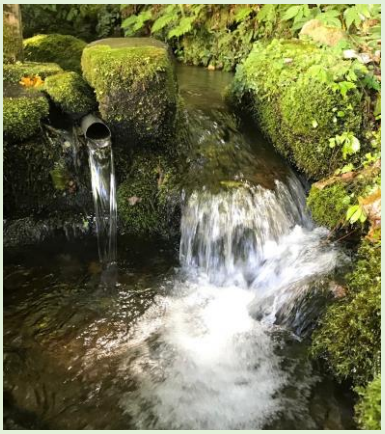

6　明日へつなぐ事業検討委員会の取組

前頁の地域活性化の方向性を地域独自の予算事業につなげ事業化を目指し、昨年４月 18 日に「明日へつなぐ事業検討委員会」を立ち上げた。

⑴　経過

・R5.5.15～R6.2.20
　6 回の検討委員会を開催

・R6.1.19
　里山イノベーション研究会を視察
　（浦川原区）

⑵　取組内容

・現在、次の 3 つの事業を提案するため、関係者・関係団体と検討を進めている。

①環境学習の地域連携としての鮭の稚魚放流

②清流の保全と活用を視野に入れたメダカの育成

③水資源と景観を活かす「アウトドア・サウナイベント」

Memo

参　考）

■これまでの自主的審議事項

審議年度	審議事項	意見書
H17	海岸の侵食と保全対策について	○
	新市建設計画事業について （情報通信基盤整備事業のあり方について）	○
	柿崎高校の福祉科新設について	
	し尿汲み取り料の支払方法について	○
	ごみ袋の改善について	○
	コミュニティプラザ整備事業について	
	防災行政無線「個別受信機」故障中の対応について	○
	柿崎区の安心、安全対策について	
	総合事務所の機能について	
	事務事業の再点検について	
	自主防災組織の早期組織化について	
	市及び柿崎区の防災体制の確立について	
	柿崎区における保育園、小・中学校の今後の在り方について	○
	燃やせるごみ指定袋の販売収益金の活用について	
H19	中越沖地震に係る対応について	○
	公共下水道３次認可拡大について	
	地域協議会への情報提供のあり方について	○
H20	柿中構内にある、旧寄宿舎の再生利用について	
	柿崎総合運動公園整備事業の見直しについて	○
H21	通学援助費・スクールバス等運行事業について	○
H25	上越市立公民館の運営及び配置に関する基本方針（案）の見直し並びに分館施設の管理方法について	○
	特別警報発令時における防災行政無線放送のチャイム音改善について	○
H26	柿崎区保育園にかかる課題と今後について	○
	通学定期運賃の補助制度の創設について	
H28	頸北斎場の存在意義について	○
H30	柿崎区内の公共交通の在り方について	○
R2	柿崎区内の公共交通の在り方について	
	柿崎区の空き家対策について	

※意見書欄の○：市へ意見書を提出

別紙 4

地域独自の予算事業を活用して皆さんの地域への思いをかたちにしませんか

もっとこうして地域を良くしたい！！

上越市には、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地、それぞれの地域で育まれた歴史や文化があります。この多様性は、上越市の魅力です。

人口減少や少子高齢化が進む中で、このような多様な地域が抱えるそれぞれの課題を解決し、活力の向上を図るためには、全市的な取組に加え、その地域の実情に合った取組を更に実現していくことが必要と考え、地域独自の予算事業をつくりました。

地域独自の予算事業では、次の３つのことを大切にしたいと考えています。

1. 地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにしたい
2. 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにしたい
3. 地域の団体や地域協議会が取組を提案でき、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが市役所の各課と同じように予算を要求できるようにしたい

取組の提案は、年間を通して受け付けています。
まずはお気軽に総合事務所・まちづくりセンターへご相談ください！

「地域独自の予算事業」ができるまでのイメージ

① 地域の団体や地域協議会が総合事務所等へ取組を提案

総合事務所等も取組を提案

② 提案者が関係する団体や総合事務所等と連携し取組案を具体的に検討

毎年10月頃

③ 総合事務所等が予算の原案をつくり、要求

毎年11～2月頃

④ 予算査定

毎年2月

⑤ 市長が市議会へ予算案を提出

毎年3月

⑥ 市議会が予算案を審議

毎年3月下旬

⑦ 予算成立

新年度の4月から

⑧ 地域の団体や総合事務所等が取組を実施

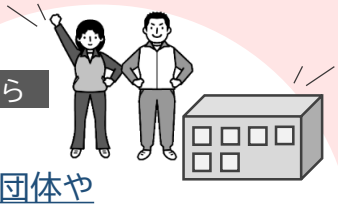

総合事務所等：総合事務所・まちづくりセンター

Q. 地域独自の予算事業ってなに？どういうこと？

A. それぞれの地域の課題を解決し、地域の活力の向上を図る取組の実現に向けて、上越市の予算を要求する仕組みです。
地域住民の皆さんや地域協議会からの提案が、総合事務所やまちづくりセンターによって予算として要求され、市議会の議決を経て、地域の団体や市によって実現されます。

制度概要

1　取組を提案できる方

地域の団体　…　2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体
（政治活動、宗教活動を目的とする法人又は団体を除く）
地域協議会　…　28の地域自治区の各地域協議会

※このほか、総合事務所・まちづくりセンター（以下、総合事務所等といいます）は、自らで取組を提案することができます。

2　取組の実施方法・実施主体

○ 提案された取組は、地域の団体が市から補助金の交付を受けて実施、又は、市が直接執行する事業として実施します。
○ いずれの方法とするかは、提案者、実施主体となる団体、市が一緒になって検討します。

3　対象となる公益性のある取組

① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
例えば、特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
例えば、生活支援、郷土愛の醸成、人材育成など

4　対象としない取組

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備
○ 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
○ 政治活動・宗教活動を目的とする取組　○ 公序良俗に反する取組　など

5　対象としない経費

○ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
○ 役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
○ 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員又は参加者に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備若しくは施設の修繕等、教室、大会等の開催若しくは参加に係る経費
○ 地域独自の予算事業以外の市からの受託事業で当該事業に係る委託料の対象となる経費
○ その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

6　予算額の上限・補助率の上限

○ 予算額に上限はありません。
○ 予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な経費を市が精査します。
○ 市が補助金を交付する場合、**補助率の上限は補助対象経費の7/10です。**
※ただし、令和元年度～4年度のいずれかに上越市地域活動支援事業を活用してきた取組を継続したい場合は、経過措置が適用されます。

◎経過措置について

取組の区分	補助率の上限		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経過措置適用事業	10/10	9/10	9/10
経過措置適用外事業（新規の取組など）	7/10	7/10	7/10

※令和8年度以降の取扱いについては、現在、市で進めている地域自治推進プロジェクトの中で検討しています。

7　取組の提案

○ 取組の提案は、年間を通して随時受け付けています。
○ 電話、窓口、郵送、メールなどで、取組を実施しようとする地域自治区の総合事務所等へ実現したい取組を提案してください。
○ **翌年度に実施したい取組の提案期限は、令和7年度から新たに取り組む事業は8月末まで、令和6年度以前から継続して取り組む事業は9月末までです。**
まずはお気軽に総合事務所等へご相談ください。

こちらまでご提案・ご相談ください

地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所第二庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

地域自治区	事務所	電話番号等
安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp

8　取組の定期見直し

・実施した各取組は4年ごとに成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いについて見直します。
例えば、令和5年度から継続した取組は、8年度に見直します。

地域独自の予算事業ができるまでの流れ

① 取組の提案

地域の団体や地域協議会は、実現したい取組を総合事務所等に提案することができます。なお、地域協議会は、取組の実施主体となる他の団体や総合事務所等と調整した上で提案します。

※提案した取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されるので、提案したことをもってその取組の予算化を約束するものではありません。

② 関係者による取組案の具体的な検討

提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討します。必要に応じて市の関係課等とも協議します。

☞ 地域の団体が提案者：自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、提案団体は、総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体に取組の一部をお願いしたい場合、提案団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるように働きかけます。

☞ 地域協議会が提案者：提案した地域協議会は、関係する団体や総合事務所等とともに調査や検討を行います。

☞ 総合事務所等が提案者：総合事務所等は、関係する団体に調査・検討に加わっていただくよう働きかけます。

③ 予算要求

総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求します。

※実施主体となる団体は、総合事務所等と連携して翌年度の取組に向けた準備を始めます。

④ 予算査定

予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、市長が予算案への計上の可否を決定します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → ⑥ 市議会の予算審議 → ⑦ 予算成立

市長が市議会へ予算案を提出し、市議会が予算案を審議します。

⑧ 翌年度に取組実施

地域の団体や総合事務所等が、新年度の4月以降に取組を実施します。

令和6年6月改訂

上越市　総合政策部　地域政策課
TEL　(025) 520-5672
MAIL　chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

HPはこちらから

別紙 5

団体との懇談会結果報告書

報告者 ＿＿＿班　　氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　団 体 名	
2　開催日時	月　日（　）午前・午後　時　分～　時　分
3　会　　場	
4　出席者名	団体： 地域協議会：
5　主な意見	

※裏面あり

（主な意見の続き）

自主的審議事項のテーマ（案）

資 料　2
令和６年８月

柿崎区における

新保育園建設候補地の決定について

～柿崎第一、柿崎第二、上下浜、下黒川保育園の枠組みによる新保育園整備に向けて～

市では、本年２月に策定した「上越市保育園の適正配置等に係る計画（第４期）」に位置付ける具体的な取組の一つとして、柿崎区における公立４保育園の枠組みによる統合・再編に向けた検討を進めてきました。

この度、保護者の方を対象に実施した意向調査の結果を始め、意見交換会の内容等を踏まえ、**新保育園の建設候補地を「柿崎体育館跡地」に決定**し、今後、整備に向けた具体的な取組を進めていきたいと考えています。

つきましては、建設候補地の決定に関するこれまでの取組内容や市の考えなどを以下のとおりお知らせいたします。

１　市の基本方針と取組（上越市保育園の適正配置等に係る計画（第４期）の考え方）

市の基本方針

安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整える

課　題（※）

・園舎の老朽化
・駐車場や園庭の狭さ
・児童数の減少
・多様化する保育ニーズ　など

課題解消を図るため…

取　組

統合・再編
（民間移管）

※　各保育園の現状

園　名	建築年月	敷地面積	児童数		
			R5	R9 推計	R14 推計
柿崎第一保育園	昭和 58 年　２月	約 3,200 ㎡	78	64	56
柿崎第二保育園	昭和 60 年 12 月	約 3,100 ㎡	50	39	35
上下浜保育園	昭和 49 年　３月	約 4,800 ㎡	12	12	12
下黒川保育園	昭和 58 年 12 月	約 2,600 ㎡	25	20	18

２　統合・再編の枠組

柿崎区における公立４保育園

柿崎第一保育園　柿崎第二保育園　上下浜保育園　下黒川保育園

～現在地から移転し、新たな園舎を整備する～

≪裏面もご覧ください≫

3　建設候補地の決定に向けたこれまでの取組内容

◆新保育園建設候補地に関する意見交換会の実施（R5.11 月～R6.2 月）

「候補地選定の考え」に基づき、「柿崎体育館跡地」を建設候補地として提示し、各保育園の保護者と意見交換を実施しました。

候補地選定の考え

- ・エ　リ　ア：地区内に所在
- ・人口分布：より多くの方が居住
- ・災害リスク：災害リスクが低い（避難所が近い）
- ・敷地面積：最低 5,000 ㎡を確保
- ・周辺道路：一定の道路幅を確保
- ・土地所有：公有地優先（無い場合は私有地）

◆新保育園建設候補地に関する意向調査の実施（R6.5 月～6 月）

意見交換会の内容や、これまでの検討経過等を踏まえ、市が考える最適な建設候補地として「柿崎体育館跡地」を選定した上で、各保育園の保護者に対して、当該建設候補地に関する意向調査を実施し、全体で概ね 6 割の「賛成」を確認できました。

4　建設候補地の決定に関する市の考え

「柿崎体育館跡地」を建設候補地とする理由等については、以下のとおりです。

【決定の理由】

① 「候補地選定の考え（上記３参照）」に基づき、将来性や安全性等を総合的に考慮した上で、その条件を全て満たしていること。

② 意見交換会を通じ、概ね賛同的な意見等を確認できたこと。

③ 新保育園建設候補地に関する意向調査において、「柿崎体育館跡地」を建設候補地とする市の考えに対し、全体で 6 割以上の「賛成」を確認できたこと。

【今後の取組予定】

- 整備着手から新保育園の開園までには、設計や用地造成等を含め、4 年から 5 年程度の期間を要する見込みです。
- 新保育園の園舎及びその周辺における安全対策について、適切に対応します。
- 新保育園整備に関する取組に加え、公立保育園における民間移管のあり方に関する検討も行う予定としています。

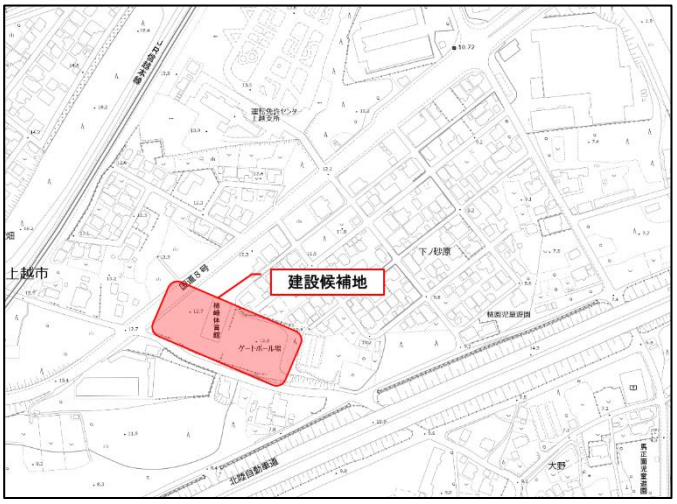

＜問合せ先＞
上越市 幼児保育課　施設配置適正化係　025-520-5723（直通）

第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について

１　策定の目的

地域公共交通活性化再生法に基づき、市民が利用しやすく、かつ、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、令和 2 年 3 月に「第 2 次上越市総合公共交通計画」を策定し、この間、地域の実情を踏まえた地域公共交通の効率化と利便性の向上に資する運行形態の見直しや利用促進に取り組んできた。

令和 5 年度末で、令和 9 年度までを計画期間とする本計画の前期 4 年間の取組が終了することから、目標の達成状況や各バス路線等の 1 便当たりの利用者数に基づく評価、利用促進策の実施状況等の検証を行った上で、令和 6 年度以降の後期 4 年間の取組内容を検討し、後期再編計画として取りまとめるもの。

２　後期計画期間

令和 6 年度から令和 9 年度まで（4 年間）

３　計画の構成

第１章　計画の概要
- 1　計画の背景と目的
- 2　計画の位置付け
- 3　本計画が対象とする公共交通
- 4　計画の対象区域
- 5　計画期間

第２章　上越市の概況
- 1　地勢
- 2　人口の推移と将来推計

第３章　公共交通を取り巻く現状
- 1　公共交通に対する市民ニーズ
- 2　公共交通の利用状況
- 3　公共交通に対する市の負担
- ㊨ 4　公共交通を取り巻く環境の変化
- 5　現行計画の目標達成状況

第４章　計画の基本方針及び目標
- 1　市民の日常生活における移動手段の確保
- 2　公共交通ネットワークの持続可能性の確保

第５章　取組方針
- 1　バス路線の役割分担に基づく再編の考え方
- 2　バス路線の評価と方向性の検討
- 3　多様な移動手段の検討
- 4　バス路線がない地域の移動手段の確保
- ㊨ 5　鉄道
- 6　公共交通を利用しやすい環境の整備

第６章　主要施策
- 1　バス路線の再編計画
- 2　公共交通の利用促進の取組
- ㊨ 3　大雪時における公共交通の確保
- ㊨ 4　新しい技術の活用に向けた検討

第７章　計画の進捗管理・目標の達成状況の評価
- 1　基本方針の評価
- 2　施策の評価
- 3　評価体制

４　計画の概要

⑴　公共交通を取り巻く現状　（第３章）

①　バスの利用状況と市の財政負担

路線バス等の利用者数は毎年減少が続いていたが、路線の再編や利用促進の取組などにより減少幅が次第に鈍化し、令和元年度の輸送人員は約 155 万 2 千人であった。令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者数は大きく減少（令和 2 年度は前年と比べて▲29.4 万人、▲18.9%減少）し、令和 4 年度においても回復には至っていない。

一方、バス運行に係る市の財政負担は増加傾向にあり、令和 4 年度決算では約 4 億 3,500 万円となった。今後も、バス利用者数の減に伴う運賃収入の減少に加え、国や県の補助要件を満たさない路線が増加することにより、国や県の補助金額の減少が見込まれるほか、物価・エネルギー価格の高騰、予約型コミュニティバスの導入等に伴う運行経費の増加など、市の財政負担が増加することが見込まれる。（予約型コミュニティバス … 高齢者の通院や買物、学生の通学に利用しやすい移動手段を確保するため、令和 4 年 10 月から安塚区及び牧区で運行を開始した「予約に基づき運行時刻とルートを決定する小型のバスまたは乗合タクシー」のこと。）

（バス利用者数及び市の財政負担額）

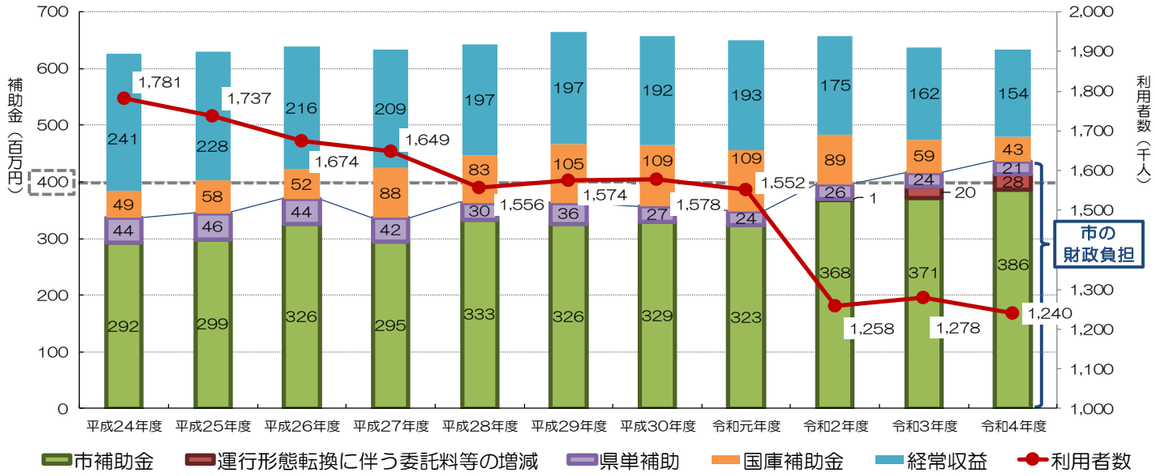

②　公共交通を取り巻く環境の変化

・運転手不足

バスやタクシーの運行に必要な運転手の確保が難しい状況が続いており、一部のバス路線が運休することになったほか、タクシー配車の調整が困難な状況が続いているなど、旅客輸送を縮小せざるを得ない状況も生じている。また、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が令和 6 年 4 月に施行される（2024 年問題）ことに伴い、運転業務への拘束時間が短縮されることから、運転手不足が一層深刻化することが懸念される。

・地域公共交通の再構築に向けた国の取組及び制度改正

国では、地域全体を巻き込み新技術も活用して共創（連携・協働）しながら、公共交通の利便性・持続可能性・生産性を高めることができるよう、各種の取組や制度改正を進めている。当市においても、情報収集を行い、効果的に対応していく。

③　現行計画の目標達成状況

【基本方針１】公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保する。

具体的な目標	参考実績	達成状況
1)バス及び市営バスの利用者数の減少率を人口減少率以内に抑制する。	○平成 30 年度に対して令和 4 年度の利用者数は 21.4%の減少。同一期間における人口は 4.1%の減少 （バス及び市営バスの延べ利用者数） ・令和 4 年度 …1,240 千人(H30 比 ▲21.4%) ・平成 30 年度…1,578 千人 （人口） ・令和 4 年 3 月末 …186 千人(H30 比 ▲4.1%) ・平成 30 年 3 月末…194 千人	未達成
2)「市民の声アンケート」において、「バスや鉄道などの公共交通の便がよい」と感じる市民の割合及び、「公共交通の利便性向上」に係る市の取組に対する満足度を、平成30年の調査より向上する。	○「バスや鉄道などの公共交通の便がよい（そう感じる・ある程度感じる）」と答えた人の割合 ・令和 4 年 …26.7%(H30 比 ▲0.9%) ・平成 30 年…27.6%	未達成
	○「公共交通の利便性向上」に係る市の取組に対する満足度 ・令和 4 年 …▲0.42(H30 比 ＋0.04P) ・平成 30 年…▲0.46	達　成

【基本方針２】将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築する。

具体的な目標	参考実績	達成状況
1)計画終了時におけるバスに対する市の財政負担を 4 億円以内に抑制する。	○バスに対する市の財政負担額 ・令和 4 年度 …435,358 千円(目標比 ＋8.8%)	未達成

④　バス路線の再編の実施状況

実施状況 / H30 年度評価	路線数・地区数					
		計画どおり実施	内容、時期を見直して実施	検討の結果見送り	計画になかったが実施	未対応
路線ﾊﾞｽ・乗合ﾀｸｼｰ（路線数）	57	46	12	3	5	0
市営バス（地区数）	6	6	0	0	3	0

※ 一つの路線・地区で複数回の見直しを行うことがあるため、路線数・地区数と内訳の合計は一致しない。

（路線の評価フロー判定の推移 ～H30 年度と R4 年度の比較～）

		路線バス・乗合タクシー			市営バス		
		H30 年度	R4 年度	増減	H30 年度	R4 年度	増減
路線数		56	42	▲14	5	6	1
評価判定	Ⅰ路線廃止・互助への転換	9	6	▲3	0	1	1
	Ⅱ運行形態の転換等	15	5	▲10	3	3	0
	Ⅲ運行の効率化	10	11	1	0	0	0
	Ⅳ現状維持	22	20	▲2	2	2	0

⑵　後期再編計画における目標指標（第４章）

基本方針は変更せず、現下の公共交通を取り巻く環境を踏まえ、目標値の見直しを行う。

基本方針	具体的な目標	現況値	実績の把握方法
【基本方針１】公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保する。	①計画終了時における路線バス及び市営バスの利用者数を 1,454 千人以上にする。	1,240 千人 (R4 年度)	・バス事業者等保有の利用者データにより毎年把握
	②「市民の声アンケート」において、「バスや鉄道などの公共交通の便がよい」と感じる市民の割合を 29.5%以上にする。 また、「公共交通の利便性向上」に係る市の取組に対する満足度を、令和 4 年の調査より向上する。	・公共交通の便がよいと感じる市民 …26.7%(R4 年) ・市の取組に対する満足度 …▲0.42(R4 年)	・「市民の声アンケート」（次回は令和 8 年度）により把握
【基本方針２】将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築する。	①計画終了時における路線バス等に対する市の財政負担を 4 億 7,000 万円以内に抑制する。	4 億 3,536 万円 (R4 年度)	・バス運行に係る補助金、市営バス運行に係る委託料(再編による増加分)、互助による輸送への負担金の合算により毎年把握
	②計画終了時における路線バス等の平均収支率を 23.5%以上にする。	22.8%　(R4 年度)	・補助事業実績報告書等により毎年把握

⑶　取組方針　（第５章）

①　バス路線の役割分担に基づく再編の考え方

バス路線を機能や役割に応じて、「主要幹線」「幹線」「支線」に区分した上で、それぞれの役割に応じて、利便性の向上と効率化を図る。

②　バス路線の評価と方向性の検討（評価の考え方）

将来にわたる持続可能な公共交通ネットワークの構築の実現に向け、路線ごと（市営バスは区域全体）の 1 便当たりの利用者数を基準として評価を行い、再編の方向性を整理した。

なお、廃止の評価となった路線については、直ちに廃止とせず、社会経済活動がコロナ禍前の状態に戻る一定期間（2 年程度）において、利用促進策を講じながら、利用者数の回復動向を見定めることとする。また、予約型コミュニティバスの評価については、令和 9 年度までに検討し、次期総合公共交通計画に定めることとする。

（バス路線の役割分担）

	主要幹線	幹線	支線
区　間	上越妙高駅～直江津駅	駅～病院～総合事務所	総合事務所～集落など
役　割	中心的な駅・病院等の拠点間の移動と、市街地の生活交通を確保	13 区・郊外の拠点から、市の中心地・駅へのアクセスを確保	集落から、日常生活に必要な機能がある拠点へのアクセスを確保
再編の考え方	・増便、ダイヤの改善等による利便性向上	・サービス水準を維持し、利便性を向上 ・収支悪化路線の効率化	・きめ細かな移動を確保 ・運行形態の転換等による効率化と利便性の維持・向上

（バス路線の評価方法）

区分		主要幹線・幹線	支線	
運行形態		路線バス	路線バス 乗合タクシー	市営バス
評価対象	範　囲	路線ごと	路線ごと	区域全体
	期　間	12 か月 （前年 10 月～9 月）	12 か月 （前年 10 月～9 月）	12 か月 （4 月～翌年 3 月）
	指　標	1 便当たりの利用者数	1 便当たりの利用者数	1 便当たりの利用者数
判定と基準	Ⅳ現状維持	5 人以上	5 人以上	5 人以上
	Ⅲ運行の効率化	5 人未満	－	－
	Ⅱ運行形態の転換	－	1 人以上 5 人未満	1 人以上 5 人未満
	Ⅰ路線の廃止 互助への転換	－	1 人未満	1 人未満

（地域の実情や地勢的な状況、利用状況等に応じて選択）

★ 支線の運行形態の転換

使用車両＼運行の態様	路線運行		区域運行
	定期運行	不定期運行 （運行時刻が概ね決まっている）	不定期運行 （運行時刻が決まっていない）
バス（乗車定員 11 人以上の車両）	路線バス		予約型コミュニティバス
タクシー（乗車定員 11 人未満の車両）	乗合タクシー		
市が所有する自家用バス	市営バス		

③　バス路線がない地域の移動手段の確保

バス路線がない地域や廃止となる地域においては、民間の商店や診療所が運行する送迎サービス、福祉有償運送、福祉バス等の運行、タクシーなどのほか、地域住民が主体となって行う互助による輸送や、住民同士の支え合いによる輸送の取組など、地域の交通手段を総動員し、これらを組み合わせながら、住民の移動手段の確保を図るものとする。

（バス路線が廃止となる地域やバス路線がない地域における移動手段の例）

類型	商店や診療所による送迎サービス	ＮＰＯ等による福祉有償運送	市の福祉バス等	互助による輸送	タクシー	近所の助け合いによる輸送
主な取組	・買物バス ・通院バス	・福祉有償運送	・福祉バス ・無医地区等における通院支援車の運行	・住民による団体が定期的に車両を運行	・タクシーの運行	・隣近所の送迎 ・住民団体による通院・買物バスの運行
特徴	・サービスがない地域あり ・通院、買物目的に限定	・サービスがない地域あり ・一定の高齢者、障害者に限定	・運行地域または対象者が限定	・地域における体制づくりが必要	・市の運賃助成は、一定の要件を満たした人に限定	・運行日、利用可能人数が限定的 ・ボランティアが前提

④　鉄道

鉄道事業者は、通勤や通学、観光、ビジネスなど、様々な移動ニーズを的確に捉えながら、適切な運行本数やダイヤ、他の鉄道路線やバスとの接続に十分配慮するよう努める。また、市内を運行する三セク鉄道事業者にあっては、経営が厳しい状況にあることから、安全安心な運行を維持するため、県や沿線自治体は必要な経営支援を行う。

⑷　主要施策　（第６章）

①　地域別のバス路線再編計画（第 6 章 1 ⑵）

No	再編時期 年度・月	区・地域	路線名	路線区分	評価 （令和 4 年度実績）	再編概要
1	令和 6 年度 4 月	安塚区	安塚線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・減便や運行ダイヤの調整を行い、運行の効率化を図る。
2		安塚区 浦川原区 大島区	大平線	支線	Ⅱ運行形態の転換等	・利用が極めて少ない「小谷島～大島コミュニティプラザ」間を廃止する。
3		浦川原区	月影・下保倉・末広ルート	支線	Ⅱ運行形態の転換等	・予約型コミュニティバスに転換（小中学生の通学時間帯は定時便を運行）
4		大島区	旭線 （市営バス）	支線	Ⅱ運行形態の転換等	・予約型コミュニティバスに転換（小学生の通学時間帯は定時便を運行）
5			菖蒲線 （市営バス）	支線	Ⅱ運行形態の転換等	・予約型コミュニティバスに転換（小学生の通学時間帯は定時便を運行）

No	再編時期 年度・月	区・地域	路線名	路線区分	評価 (令和４年度実績)	再編概要
6	令和７年度 ４月	合併前上越市 三和区	真砂線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・利用実態に合わせたダイヤ改正や減便等の検討を進め、運行の効率化を図る。 ・小学校の統廃合など利用ニーズの変化を把握しながら、運行内容を検討する。
7		柿崎区 大潟区	浜線	支線	Ⅰ路線廃止・互助への転換	・令和５年10月から令和６年９月までの利用者数が1.0人/便を上回らない場合は、令和７年４月を目途に路線を廃止する。柿崎区では、互助による輸送への転換を検討
8		中郷区	岡沢ルート 稲荷山ルート	支線	Ⅰ路線廃止・互助への転換	・令和５年10月から令和６年９月までの利用者数が1.0人/便を上回らない場合は、令和７年４月を目途に路線を廃止し、互助による輸送への転換を検討
9		板倉区	新井・板倉線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・減便により運行の効率化を図る(現在通学で利用している高校生の卒業をもって土日の便を中心に減便を検討)
10			上関田線 (市営バス)	支線	Ⅱ運行形態の転換等	・予約型コミュニティバスに転換
11			山寺薬師・菰立線 (市営バス)	支線	Ⅱ運行形態の転換等	・予約型コミュニティバスに転換
12	令和８年度 ４月	合併前上越市 清里区	清里線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・利用実態に合わせダイヤ改正や減便等の検討を進め、運行の効率化を図る。
13		板倉区 清里区	三針線	支線	Ⅰ路線廃止・互助への転換	・路線廃止(現在通学で利用している高校生の卒業をもって路線を廃止)
14		清里区	櫛池線 (市営バス)	支線	Ⅰ路線廃止・互助への転換	・利用者数が1.0人/便を上回らない場合は、令和８年４月を目途に路線を廃止し、互助による輸送への転換を検討
15	令和８年度	名立区	東飛山線	支線	Ⅳ現状維持	・通学を始めとした利用状況や、地域における交通手段の検討状況を把握しながら、予約型コミュニティバスへの転換等について検討を行う。
16	令和９年度 ４月まで	合併前上越市	正善寺線	支線	Ⅱ運行形態の転換等	・予約型コミュニティバスへの転換について検討を進める。
17			高田南循環線	支線	Ⅱ運行形態の転換等	・予約型コミュニティバスへの転換について検討を進める。
18	令和９年度	柿崎区 吉川区	山直海線	幹線…① 支線…②	① Ⅳ現状維持 ② Ⅱ運行形態の転換等	・幹線と支線に分割(幹線区間：柿崎バスターミナル～吉川区総合事務所前) ・支線区間は予約型コミュニティバスに転換(小中学生の登下校時間帯は村屋から柿崎バスターミナルまで定時運行)

No	再編時期 年度・月	区・地域	路線名	路線区分	評価 (令和４年度実績)	再編概要
19		吉川区	吉川西部循環線	支線	Ⅳ現状維持	・予約型コミュニティバスに転換(特別支援学校の通学時間帯は定時便を運行)
20			泉谷・勝穂循環線	支線	Ⅳ現状維持	・予約型コミュニティバスに転換
21	未定	合併前上越市	佐内・直江津循環線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・現状維持…令和５年４月に減便による再編を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。
22			謙信公大通り循環線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・現状維持…令和５年４月に減便による再編を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。
23			春日山駅・アルカディアシャトル便	幹線	Ⅲ運行の効率化	・現状維持…令和５年４月に減便による再編を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。
24			謙信公大通り線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・現状維持…令和５年４月に減便による再編を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。
25		合併前上越市 牧区	宮口線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・現状維持…令和３年４月に幹線と支線の分割等による運行の効率化を実施していることから、利用促進等を通じて利用者数の増を図る。
26		板倉区	島田線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・令和５年４月に経路変更を実施したことから、その後の実績を踏まえて再度評価を行う。
27		名立区	名立線	幹線	Ⅲ運行の効率化	・現状維持…新潟労災病院の再編に係る議論の動向を注視し、必要に応じて利用実態やニーズを踏まえた再編を行う。
28		合併前上越市	労災病院前を経由する路線	幹線 支線	－	・新潟労災病院の再編に係る議論の動向を注視し、必要に応じて各路線の利用実態やニーズを踏まえた再編を行う。

②　公共交通の利用促進の取組

区分	利用促進の取組	内　容
1　分かりやすい情報提供	①上越市内公共交通総合時刻表の作成	鉄道やバスの時刻や路線図を一冊にまとめた総合時刻表を作成する。また、希望者に対し、個別に時刻表（マイ時刻表）を作成するサービスを行う。
	②バス車両の系統番号の表示	乗車するバスを容易に判別できるよう、路線図及び時刻表に掲載している系統番号をバス車両に表示する（実施済み）。
	③バス停留所・案内所等における表示、車内アナウンスの多言語化	バス停留所や案内所等における時刻表・路線図・運賃等の表示、車内アナウンスの多言語化、運転手の翻訳アプリの携帯等を推進する。また、在住外国人を対象に「バスの乗り方教室」を開催する。
	④バスロケーションシステムの運用	バスの到着時刻、遅延・運休情報をリアルタイムに入手でき、経路検索や乗換案内を行うことができるバスロケーションシステムを運用する。
	⑤公共交通に関する情報を集約したホームページの運用	時刻表や企画切符等のお得な情報、遅延・運休情報など、市内の公共交通に関する情報を交通事業者と市のホームページに掲載する。
	⑥経路検索サイトによるバス運行の情報検索サービスの継続	「標準的なバス情報フォーマット」を経路検索事業者へ提供することにより、利用者が目的地に向かうために乗車するバス路線や時刻表、乗換情報等を分かりやすく、容易に入手できるようにする。また、同サービスについて、周知を図る。
2　公共交通を利用しやすくするサービスの向上	①お得な乗車券等の発行	お得な乗車券の発行や運賃割引を実施する。
	②施設と連携した割引サービス	地域の公共施設等と連携し、バスで来場する人に対して施設での割引サービスの実施など特典を付与する。
	③通学 100 円バスの運行	高校生の通学時間帯に 1 乗車 100 円で乗車できる「通学 100 円バス」を運行する。
	④デマンド運行の予約の負担軽減	デマンド運行の予約の負担軽減のため、予約電話番号の短縮登録や予約を代行する商店等との連携、ＰＲチラシの作成等による情報提供を実施する。
	⑤ＭａａＳ（Mobility as a Service）の検討	経路検索サイトへの市内のバスの運行情報等のデータ提供や、バスロケーションシステムの運用を継続するとともに、ＩＣカード・二次元コード等を活用したキャッシュレス決済を含めた新たなサービスの導入について研究を行う。
3　モビリティ・マネジメント	①バス利用促進イベントの開催	バスの乗り方教室やバスの絵の展示、働く車の展示等を行う「バスの日フェスタ」など、市民がバスに慣れ親しみ、バスの利用促進につながるイベントを開催する。
	②鉄道利用促進イベントの開催など	市民が鉄道に慣れ親しむ機会を提供し、鉄道の利用促進に資することを目的に、地域の関係者・関係団体などとともに、鉄道の利用促進につながるイベントを開催する。
	③夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーン	夏休み期間中のバス乗車運賃を小学生以下は 1 乗車 50 円、中学生・高校生は 1 乗車 100 円に割り引く。
	④バスの乗り方教室	小学生・中学生・高校生や在住外国人等を対象に、バスの乗車方法や運賃の支払い方法などを学ぶ「バスの乗り方教室」を開催する。
	⑤列車を見たら手を振ろうキャンペーン	お出かけした際に「列車を見たら、手を振ろうキャンペーン」を実施する。
	⑥高齢者向け啓発資料の配布	公共交通のお得な情報をより詳しく記載したチラシを作成し、免許証の自主返納者や高齢者に配布する。
	⑦公共交通出前講座の実施	高齢者向け健康講座や環境学習の機会に公共交通の重要性やお得な情報等の説明を行う。

③　大雪時における公共交通の確保

大雪災害時に鉄道やバス等の通常運行が困難な状況になった際には、鉄道の代替も兼ねる主要路線の「上越大通り線」のほか、通院に利用できる「上越病院線」「中央病院線」の臨時バス 3 路線を運行する。

また、早期の通常運行再開に向け、鉄道事業者においては、駅構内線路及び駅間の除雪について、優先順位を付けて効率的に取り組むとともに、バス路線の除雪については、市は他の道路管理者と情報を共有して除排雪を行い、通行確保に努める。

あわせて、市及び交通事業者は、随時、運行・運休情報や運行再開情報について、ホームページや各種ツール等を通じて発信する。

④　新しい技術の活用に向けた検討

人口減少に伴う利用者の減少やエネルギー価格・物価高騰、運転手不足など、全国各地において公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している中、運行の効率化や利便性の向上に向け、キャッシュレス決済やＡＩ技術、自動運転、電動バスの導入など、公共交通分野でのＤＸ・ＧＸに対する新しい技術の開発が進められている。

当市においても、路線バス等の運行の効率化による市の財政負担の軽減や、利便性の向上、更には温室効果ガス排出量の削減に向け、こうした技術の活用に向けた検討を行う。

⑸ 計画の進捗管理・目標の達成状況の評価　（第７章）

毎年度、バス路線の再編と利用促進策からなる施策の効果の評価を行い、各施策の実施により期待される効果や更なる改善の必要性を検証する。これらの評価により、施策の効果が十分でないと判断された場合や、基本方針の目標の達成が難しいと判定される場合は、個々の施策の改善や方針転換を含めた検討を行うものとする。

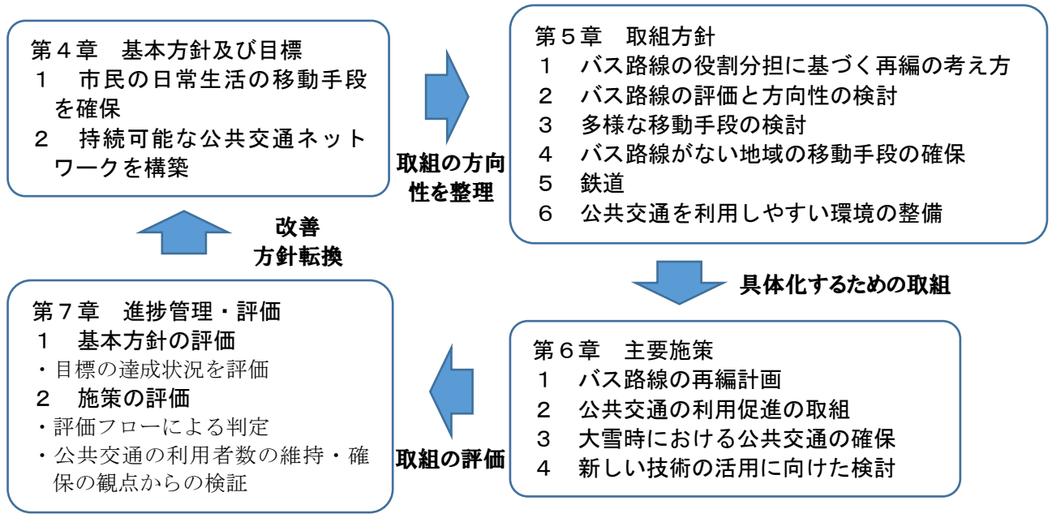

⑥柿崎区

■人口（令和５年３月末現在）

総人口	8,638人	
15歳未満	786人	9.1%
65歳以上	3,595人	41.6%
75歳以上	1,954人	22.6%

■地域の送迎サービス（令和５年10月時点）

No.	名　称	運行主体	区　間	運行日
1	スクールバス	市	柿崎小学校区、下黒川小学校区、柿崎中学校区	平日
2	通園バス	NPO法人柿崎まちづくり振興会	柿崎区内	平日
3	サロン送迎	NPO法人柿崎まちづくり振興会	柿崎区内	週3回(月,水,金)
4	出前サロン送迎	NPO法人柿崎まちづくり振興会	第四区、第五区、第七区、七ケ地区、黒川・黒岩地区	月1回
5	認知症カフェ	NPO法人柿崎まちづくり振興会	柿崎区内	月1回
6	交通空白地有償運送(はまなすバス)	NPO法人柿崎まちづくり振興会	柿崎区内(浜線沿線を除く)	平日

■バス路線の収支と評価結果

No.	路　線	収支等の状況(R4決算)									
		区分	経常費用(千円)	経常収益(千円)	経常欠損(千円)	収支率	国県補助(千円)	市補助(千円)	年間利用者数(人)	1便当たり利用者数(人)	平均乗車密度	評価結果
1	浜線	支線	12,734	674	12,061	5.3%	0	9,271	3,539 (6,813)	0.8(1.4)	0.2	Ⅰ路線廃止・互助への転換
2	山直海線	幹線 支線	31,093	5,739	25,354	18.5%	1,695	23,658	35,416 (47,707)	幹線5.2(7.0) 支線1.8(2.5)	2.1 0.9	Ⅳ現状維持 Ⅱ運行形態の転換等
3	(参考) 黒岩線	支線	6,688	399	6,289	6.0%	0	6,288	1,639 (2,388)	0.5(0.8)	0.2 0.5	Ⅰ路線廃止・互助への転換
4	(参考) 水野線	支線	3,565	48	3,517	1.3%	0	3,517	335 (616)	0.2(0.4)	0.0	Ⅰ路線廃止・互助への転換
合　計			54,080	6,860	47,221	12.7%	1,695	42,734	40,929 (57,524)	－	－	

※年間利用者数及び1便当たり利用者数における()内の数値は、平成30年度の利用者数
※山直海線と黒岩線の平均乗車密度は各系統の数値(各路線は経由地や起終点により2系統ずつに分かれている)

■利用の実態（乗降調査）

No.	路　線	【参考】1日当たりの運行便数(便)		1日当たりの利用便数(便)		1日当たりの利用人数(人)				利用の特徴
		平日	土休日	平日	土休日	平日	一般	学生	土休日	
1	浜線	10	10	5	4	10	10	0	5	・通勤、通院、買物など ・柿崎区内の利用が主
2	山直海線	18	6	11	1	76	12	64	2	・吉川小・中、吉川高等特別支援学校の通学利用が主
3	(参考) 黒岩線	10	0	7	－	6	6	0	－	・区内への通院が主 ・1人通勤利用あり(区内)
4	(参考) 水野線	月水金 4 火木 8	0	3	－	5	5	0	－	・1人通勤利用あり(直江津方面へ電車乗継)

※浜線は令和5年4月調査から、ほかは令和5年1月調査から　※一般／学生の区分は乗降場所等からの推計

■再編の方向性

No.	路線名	区分	主な再編時期	再編の方向性
1	浜線	支線	R7年4月	・令和5年10月から令和6年9月までの1便当たりの利用者数が1.0人を上回らない場合は、令和7年4月を目途に路線を廃止し、互助による輸送への転換を検討。継続的に1.0人以上5.0人未満となった場合は、運行形態の転換等を検討
2	山直海線	幹線 支線	R9年度	・幹線と支線に分割し、運行区間を柿崎バスターミナル－吉川区総合事務所前に短縮(支線は吉川区内他路線とあわせて再編を検討)

※幹線と支線の乗換拠点は柿崎バスターミナル

■再編前

※久比岐高校はR6年度募集停止。
（R8年３月に最後の学年が卒業）

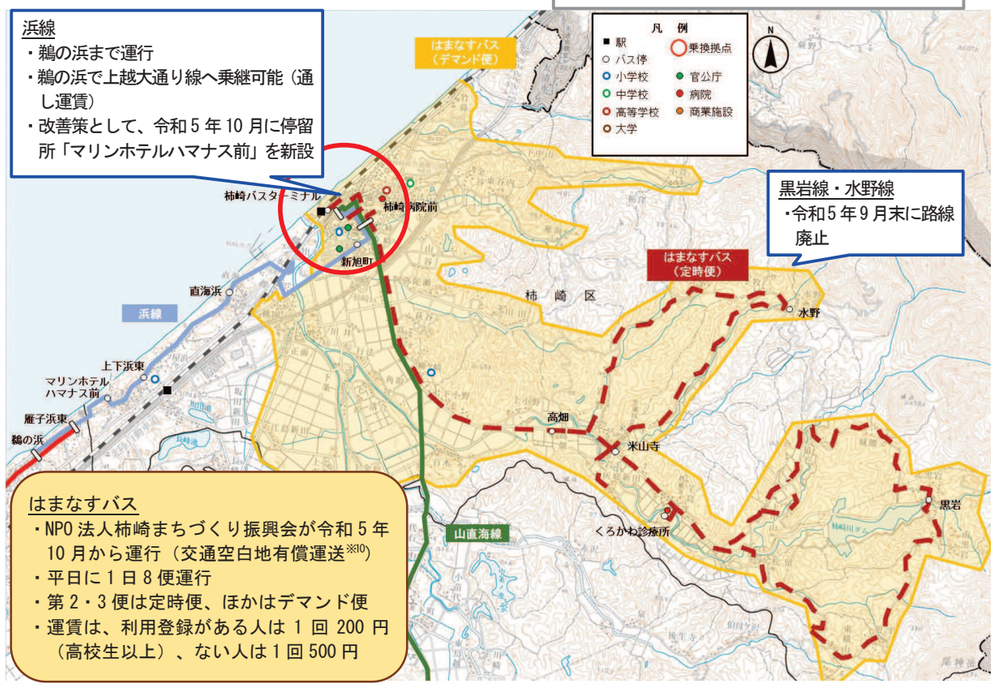

※【地図の出典】国土地理院発行５万分の１地形図を加工して作成

■再編後

※【地図の出典】国土地理院発行５万分の１地形図を加工して作成

資料 5

路線バス・乗合タクシー　各路線の評価結果
（令和５補助年度　R4.10～R5.9）

No.	路線名	区分	令和４年度		令和５年度	
			1便当たりの利用者数	評価	1便当たりの利用者数	評価
1	上越大通り線（西城町経由）	幹線	15.0	Ⅳ現状維持	11.7	Ⅳ現状維持
2	上越大通り線（本町経由）	幹線	17.3	Ⅳ現状維持	15.2	Ⅳ現状維持
3	上越大通り線（新井行き）	幹線	8.8	Ⅳ現状維持	8.7	Ⅳ現状維持
4	浜線	支線	0.8	Ⅰ路線廃止・互助への転換	1.1	Ⅱ運行形態の転換等
5	教育大学線	幹線	6.6	Ⅳ現状維持	7.5	Ⅳ現状維持
6	富岡線	幹線	12.5	Ⅳ現状維持	13.5	Ⅳ現状維持
7	春日山・佐内線	幹線	7.6	Ⅳ現状維持	7.7	Ⅳ現状維持
8	佐内・直江津循環線	幹線	2.1	Ⅲ運行の効率化	3.7	Ⅲ運行の効率化
9	直江津・浦川原線	幹線	13.8	Ⅳ現状維持	14.3	Ⅳ現状維持
10	謙信公大通り循環線	幹線	1.8	Ⅲ運行の効率化	1.3	Ⅲ運行の効率化
11	春日山駅・アルカディアシャトル便	幹線	2.5	Ⅲ運行の効率化	1.7	Ⅲ運行の効率化
12	謙信公大通り線	幹線	1.9	Ⅲ運行の効率化	2.5	Ⅲ運行の効率化
13	南川線	幹線	9.6	Ⅳ現状維持	9.7	Ⅳ現状維持
14	桑取線	支線	9.7	Ⅳ現状維持	9.7	Ⅳ現状維持
15	名立線	幹線	3.7	Ⅲ運行の効率化	3.9	Ⅲ運行の効率化
16	能生線	幹線	9.1	Ⅳ現状維持	8.8	Ⅳ現状維持
17	山麓線	幹線	7.0	Ⅳ現状維持	6.5	Ⅳ現状維持
18	増田線	幹線	7.1	Ⅳ現状維持	9.0	Ⅳ現状維持
19	宮口線	幹線	4.3	Ⅲ運行の効率化	3.8	Ⅲ運行の効率化
20	正善寺線	支線	2.7	Ⅱ運行形態の転換等	2.4	Ⅱ運行形態の転換等
21	真砂線	幹線	2.7	Ⅲ運行の効率化	2.3	Ⅲ運行の効率化
22	高田・浦川原線	幹線	8.2	Ⅳ現状維持	8.8	Ⅳ現状維持
23	島田線	幹線	2.5	Ⅲ運行の効率化	2.4	Ⅲ運行の効率化
24	清里線	幹線	3.6	Ⅲ運行の効率化	3.2	Ⅲ運行の効率化
25	高田南循環線	支線	1.2	Ⅱ運行形態の転換等	1.9	Ⅱ運行形態の転換等
26	新井・板倉線	幹線	3.4	Ⅲ運行の効率化	3.3	Ⅲ運行の効率化
27	三針線	支線	0.9	Ⅰ路線廃止・互助への転換	0.6	Ⅰ路線廃止・互助への転換
28	犀潟駅線	支線	7.5	Ⅳ現状維持	7.9	Ⅳ現状維持
29	黒井駅線	支線	19.1	Ⅳ現状維持	17.2	Ⅳ現状維持
30	くびき駅線	支線	5.3	Ⅳ現状維持	6.6	Ⅳ現状維持
31	柳町線	支線	15.4	Ⅳ現状維持	14.6	Ⅳ現状維持
32	吉川西部循環線	支線	12.2	Ⅳ現状維持	11.7	Ⅳ現状維持
33	山直海線＜幹線部分＞	幹線	5.2	Ⅳ現状維持	4.5	Ⅲ運行の効率化
34	山直海線＜支線部分＞	支線	1.8	Ⅱ運行形態の転換等	1.6	Ⅱ運行形態の転換等
35	泉谷・勝穂循環線	支線	6.8	Ⅳ現状維持	6.8	Ⅳ現状維持
36	安塚線	幹線	2.5	Ⅲ運行の効率化	1.6	Ⅲ運行の効率化
37	大平線	支線	2.0	Ⅱ運行形態の転換等	1.9	Ⅱ運行形態の転換等
38	月影・下保倉・末広ルート	支線	1.7	Ⅱ運行形態の転換等	1.7	Ⅱ運行形態の転換等
39	岡沢ルート	支線	0.9	Ⅰ路線廃止・互助への転換	0.8	Ⅰ路線廃止・互助への転換

令和６年８月20日
説明資料６
上越市教育委員会 スポーツ推進課

リージョンプラザ上越等の指定管理者による
虚偽報告への対応状況について（報告）

令和６年５月８日に市で公表し、同年５月21日の柿崎区地域協議会でご説明いたしました標題の件につきましては、当初、専門家による調査として、５・６月に公認会計士による経理上の調査を行い、７月に弁護士による法的な評価を受け、８月に市の対応を整理し、公表する予定でありました。

しかしながら、この間、公認会計士による調査を進める中で、新東産業㈱から提出された会計データと諸帳簿等との突合や、実績報告書の科目への仕分け作業に想定以上の時間を要しております。さらに指定管理料基準額の算定基礎となる過年度分の追加調査も必要になったことから、専門家による調査全体として２か月程度遅れる見通しとなりました。

市といたしましては、専門性の高い本事案について、正確かつ慎重に調査を進めた上で、適切な判断をしたいと考えており、現時点において、市の対応を整理できる時期としては10月下旬以降を見込んでおりますが、可能な限り早期にご報告できるよう鋭意取り組んでまいります。

＜ 参 考 ＞

専門家による詳細調査（令和６年５月21日報告内容）

⑴ 目的

新東産業㈱による虚偽報告が複数年度にわたって繰り返されていたことが確認され、指定管理料の精算や指定管理料基準額の算定に影響を及ぼし、市に対して損害を与えている可能性が高まったことから、同社が管理する他の施設を含めて、経理上及び法的な観点から本件事案に関する全容を解明する。

⑵ 期間

令和６年５月７日から令和６年７月31日まで（予定）

⑶ 対象施設

リージョンプラザ上越
上越科学館
上越市柿崎総合体育館　ほか４施設

資料 7

地域協議会ファシリテーション研修、正副会長意見交換

次　第

と　き　令和６年８月１日（木）
　　午後１時から
ところ　ミュゼ雪小町　ギャラリーA・B・C

１　開　　会（午後１時）

２　ファシリテーション研修

３　正副会長意見交換

４　閉　　会（午後６時）

○地域自治推進プロジェクトの検討状況について

1　これまでの取組状況

(1) 市では、平成 17 年 1 月の合併から 19 年が経過する中、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」地域自治の仕組みの強化を図るため、令和 4 年度に総合事務所やまちづくりセンター、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取組を開始した。

(2) 本プロジェクトでは、次の 5 項目を検討項目としており、これらの現状や課題を把握するとともに、理想的な姿の考察やこれを実現する具体的な方策など、当市における地域自治に関する様々な検討を進めている。

（本プロジェクトの各検討項目）

① 区域の設定の考え方の整理
② 地域協議会の役割の整理
③ 地域の活動団体の公益的な活動の充実
④ 地域自治の活動を活性化する予算の仕組み
⑤ 総合事務所・まちづくりセンターの地域との関わり方　等

※ ④の予算の仕組みについては、これまで地域活動支援事業を活用してきた公益性のある取組の継続や運用上の課題に留意しながら、他の検討項目に先行して、令和 5 年度から地域独自の予算事業を実施している。

(3) 令和 5 年度は、地域の団体や地域協議会へのヒアリングを通じて現状を把握するとともに、地域自治区制度を導入した当時の考え方を整理した上で、各検討項目に係る課題を精査し、当市における地域自治の理想的な姿の考察と取組の方向性を検討し、取りまとめた。

2　今後の予定

(1) 令和 6 年度

・当市における地域自治の理想的な姿の考察と取組の方向性を基にした、地域の団体との意見交換の実施
・地域協議会委員へのアンケート調査の実施
・外部有識者からの意見聴取の実施
・以上の結果等を踏まえた各検討項目に関する制度・仕組みの在り方や方策案の検討、取りまとめ　等

(2) 令和 7 年度

・各検討項目に関する方策案の実現に向けた詳細な制度設計　等

(3) 令和 8 年度以降

・市民への周知や条例改正の手続

※ なお、今後の検討・協議の進捗により、取組可能なものから順次実施することも想定している。

○令和６年度の取組状況

１　地域自治の理想的な姿等に関するヒアリング及びアンケートについて

（1）目的

・地域自治推進プロジェクトにおいて、令和６年度は、各検討項目の制度、仕組みの在り方や方策案の検討、取りまとめを行うこととしている。

・このような中、現時点で取りまとめた資料を基に、地域の団体や地域協議会委員の意見等を聞くために実施するもの。

・ただし、本資料は地域との意見交換を行いながら整理していくものであり、確定したものではない。

（2）対象者

	分野	対象者等
ヒアリング	住民組織	・13 区：13 団体 ・合併前上越 15 区：12 団体
	町内会（町内会長連絡協議会）	・13 区：13 連絡協議会 ・合併前上越 15 区：17 連絡協議会
	地域独自の予算事業関連団体	・144 団体（令和５年度、６年度実施団体）
	広域的に活動している団体	・小中学校ＰＴＡ連絡協議会 ・マミーズネット等　５団体
	その他、必要な団体	・ヒアリングが必要と考える団体　48 団体
アンケート	地域協議会	604 人（現委員：377 人、前期委員：227 人）
対象者数計		ヒアリング（団体等）　　：252 団体 アンケート（地域協議会委員）：604 委員

（3）進捗状況

・7 月 17 日以降、各区総合事務所及び各まちづくりセンターにおいて、ヒアリング対象団体との日程調整を開始し、順次ヒアリングを実施。

・地域協議会委員へのアンケートについては、6 月 13 日に実施した市議会総務常任員会所管事務調査へ報告した内容について、6 月 24 日以降、各事務局から説明を行い、順次、説明を完了した地域協議会の委員や前期委員に対してアンケートを依頼。

２　令和６年度のスケジュール　別紙のとおり

別　紙

令和6年度　地域自治推進プロジェクト　主なスケジュール

項　目			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
理想的な姿の考察	意見交換等	地域の団体との意見交換					7/17～ヒアリング																									
		地域協議会委員へのアンケート					7/17～アンケート																									
		意見交換等結果集計							順次集計						まとめ																	
		地域協議会との意見交換																					報告（意見交換）【予定】									
	有識者	有識者への意見聴取						原案説明、意見聴取																								
	制度	制度・仕組みの方策案							方策案検討　※方策案検討に当たっては総合事務所等と連携する																							
	議会	市議会への報告		6/13所管事務																												

資料 8

柿崎区総合事務所並びに地域協議会との合同研修会 次第

と　き：令和６年８月７日（水）午後６時
ところ：帰雁荘

１．開　　会

２．あいさつ　　主催者 NPO 法人柿崎まちづくり振興会理事長

３．研 修 会

（１）各団体における現状と課題

柿崎区地域協議会
上越市柿崎区総合事務所
NPO 法人柿崎まちづくり振興会

（２）質疑応答・意見交換

４．　閉　会